

被告は、原告に対し、18万5842円及びこれに対する平成23年5月27日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

2 請求の原因

- (1) 原告は、訴外[]から、平成14年11月1日、兵庫県尼崎市[]
[]所在の[]3号室（以下「本件建物」という。）を、賃料1か月10万6000円で賃借し、その引渡しを受けた。
- (2) 原告は、上記賃貸借契約に際し、訴外[]に対し、敷金として26万1000円及び債務不履行担保分11万9000円の合計38万円を交付した。
- (3) 上記賃貸借契約は、平成23年5月26日終了し、原告は、上記賃貸借契約の訴外[]
[]の賃貸人としての地位を平成20年7月22日相続により承継した被告に対し、平成23年5月26日、本件建物を明け渡した。
- (4) 原告は、訴外[]及び被告に対し、平成14年11月1日から平成23年5月26日までに発生した賃料及び賃料相当損害金を支払った。
- (5) よって、原告は、被告に対し、敷金契約終了に基づき、敷金の未返還金である18万5842円及びこれに対する平成23年5月27日（本件建物明渡しの日の翌日）から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

第3 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として、3万9000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成23年10月31日限り、[]銀行[]支店の原告[]名義の普通預金口座（口座番号[]）に振り込む方法により支払う。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 太 田 智 子